

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 41 号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和 53 年岩手県規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

様式（様式第 23 号の 2 及び様式第 40 号を除く。）中「地方振興局長」を「振興局長」に改める。

改正前	改正後												
<p>様式第 23 号の 2（第 12 条の 2 関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>地方振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="124 712 778 1675"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設又は住居の名称、種類（認知症対応型老人共同生活援助事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設又は住居の名称、種類（認知症対応型老人共同生活援助事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）		[略]		<p>様式第 23 号の 2（第 12 条の 2 関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="849 712 1503 1675"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>老人デイサービス事業、老人短期入所事業、<u>小規模多機能型居宅介護事業</u>又は認知症対応型老人共同生活援助事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、<u>サービスの拠点</u>又は住居の名称、種類（<u>小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業</u>に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、<u>登録定員又は入居定員</u>（老人デイサービス事業に係るものを除く。）</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		老人デイサービス事業、老人短期入所事業、 <u>小規模多機能型居宅介護事業</u> 又は認知症対応型老人共同生活援助事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、 <u>サービスの拠点</u> 又は住居の名称、種類（ <u>小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業</u> に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、 <u>登録定員又は入居定員</u> （老人デイサービス事業に係るものを除く。）		[略]	
[略]													
老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設又は住居の名称、種類（認知症対応型老人共同生活援助事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）													
[略]													
[略]													
老人デイサービス事業、老人短期入所事業、 <u>小規模多機能型居宅介護事業</u> 又は認知症対応型老人共同生活援助事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、 <u>サービスの拠点</u> 又は住居の名称、種類（ <u>小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業</u> に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、 <u>登録定員又は入居定員</u> （老人デイサービス事業に係るものを除く。）													
[略]													
<p>様式第 40 号（第 23 条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>地方振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="124 1915 778 2051"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>施設において供与される<u>便宜</u>の内容</td><td></td></tr></table>	[略]		施設において供与される <u>便宜</u> の内容		<p>様式第 40 号（第 23 条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="849 1915 1503 2051"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>施設において供与される<u>介護等</u>の内容</td><td></td></tr></table>	[略]		施設において供与される <u>介護等</u> の内容					
[略]													
施設において供与される <u>便宜</u> の内容													
[略]													
施設において供与される <u>介護等</u> の内容													

[略]		[略]	
入所定員及び居室数		入居定員及び居室数	
[略]		[略]	
入居一時金、利用料その他の入居者の費用負担の額		一時金、利用料その他の入居者の費用負担の額	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の老人福祉法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届出等について適用し、同日前に提出した届出等については、なお従前の例による。